

**「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち
「デジタル化の進展に対応した事故報告制度・電気通信設備等に係る
技術的条件」の検討開始**

**令和5年2月21日
IPネットワーク設備委員会**

背景等

- 通信サービスは、社会経済活動を支えるインフラとして、また、国民生活に不可欠なライフラインとしての役割を担っており、デジタル化の急速な進展とともに、その重要性はますます高まってきている。
- 一方、事故報告制度については、データ伝送サービスが社会経済活動や国民生活の基盤となっているにもかかわらず、その品質が低下した際の「重大な事故」の該当性が明文化されていないなど、ネットワーク構造やサービス提供構造の多様化・複雑化に対応しきれず、現行規定の見直しを行う必要がある。
- また、複数SIM対応の携帯電話端末等を始めとする端末設備の多様化に伴い、緊急通報が繋がらないケースが発生しており、端末設備とネットワーク側設備との間の相互接続性を確保するための仕組みを構築する必要がある。
- あわせて、端末設備等規則（端末設備の技術基準）については、国際規格等との整合を図るため、現行規定の最新化等を行う必要がある。

国民生活や社会経済活動の重要なインフラとしての役割を担っている様々な通信サービスを安定的に提供できるネットワークを確保していくことを目的として、IPネットワーク設備委員会において「デジタル化の進展に対応した事故報告制度・電気通信設備等に係る技術的条件」について検討を行う。

検討事項

「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（平成17年10月31日付け諮問第2020号）のうち「デジタル化の進展に対応した事故報告制度・電気通信設備等に係る技術的条件」

- （1）デジタル化の進展に対応した事故報告制度に係る技術的条件
- （2）緊急通報の相互接続性確保のための電気通信設備に係る技術的条件
- （3）国際規格等と整合した端末設備に係る技術的条件

- 電気通信事故に係る報告制度(「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を含む。)について、ネットワーク構造やサービス提供構造の多様化・複雑化に対応した形で見直しを実施。
- 想定される主な検討課題は以下のとおりであり、技術検討作業班を設置して検討を進める。

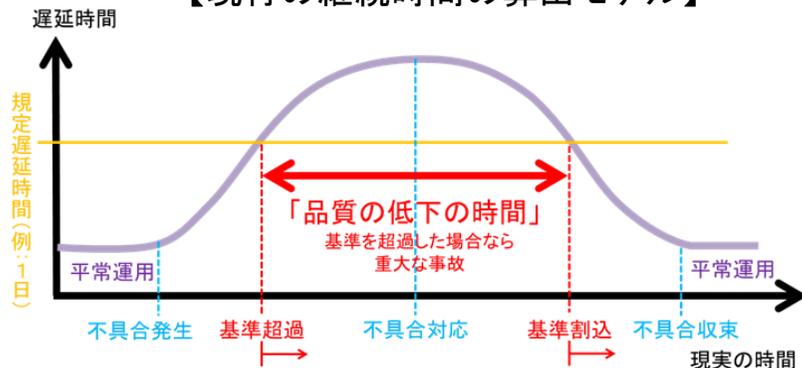
① 重大な事故に該当する品質の低下等の基準

- データ伝送サービスについて、重大な事故に該当する品質の低下の基準を策定する。
- 緊急通報を含む音声伝送サービスについて、重大な事故に該当する品質の低下の基準等の妥当性を検証する。

② 事故の継続時間の定義

- 通信サービスが一定時間停止した後に復旧するという単純なモデルの事故だけではなく、一旦停止した通信サービスが一時的に復旧し再度停止するなど、複雑なモデルの事故も発生していることを踏まえ、事故の継続時間の定義の妥当性を検証する。

【現行の継続時間の算出モデル】



③ 法人の利用者に対する影響利用者数の算出方法

- 利用者が法人の場合は影響利用者数と契約者数との間に乖離が見られることを踏まえ、特に、リアルタイム性のある音声・画像伝送サービス(Web会議システム等)について、実態に合った算出方法を検討する。

④ 重大な事故報告様式の追加

- 自然災害に起因する重大な事故については、電気通信事業者による設備の管理の不備に起因する重大な事故とは異なり、発生原因が明確であることから、別の簡易な報告様式を定める。
- 卸電気通信役務の提供元の電気通信事業者が重大な事故を発生させた際には、卸先の電気通信事業者にも報告義務が生じるが、その原因は同一であることから、卸先の電気通信事業者に対する簡易な報告様式を定める。

⑤ 規定の更新・明確化

- 固定電話を前提とした基準や、「総和が2Gbpsを超える状態であれば影響利用者数が3万以上であるものとみなす」等の現在の環境変化に追従できていない規定を見直す。

- 複数SIM対応の携帯電話端末で、緊急通報をデータ専用SIMから発呼してしまったり、緊急通報の位置情報のやりとり時にSIMのID情報が整合せず通信路が切断されたりするなど、緊急通報が繋がらないケースが発生。
- 現在は携帯電話端末側でソフトウェアの改修を都度行うことにより不具合の解消が図られているが、今後の複数SIM対応の携帯電話端末の更なる普及を見据え、緊急通報の相互接続性確保に向けた仕組みについて検討を行う。
- 想定される主な検討課題は以下のとおりであり、「携帯電話端末の緊急通報機能の試験方法に係る調査(【令和4年度総務省調査】)」の結果を踏まえつつ、検討を進める。

検討課題

- ① 携帯電話端末側に課せられている「緊急通報を発信する機能」及びネットワーク側に課せられている「緊急通報を緊急通報受理機関に接続すること」の要件の明確化
- ② 複数SIM対応携帯電話端末の緊急通報機能に関し、ネットワークに確実に接続することを確認するための試験内容

<複数SIM対応携帯電話端末において緊急通報が繋がらないケースの例>

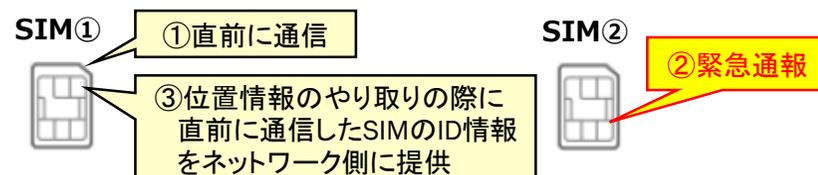
【事例A】 緊急通報をデータSIMから発呼

- 端末側では音声付データSIMとデータ専用SIMの区別ができないため、ユーザーが緊急通報時のSIMを適切に設定しないと緊急通報が繋がらない。



【事例B】 SIMのID情報が整合せずに通信路が切断

- 緊急通報を行う直前の通信を緊急通報を行うSIMとは別のSIMにより行っていた場合、位置情報のやり取りの際にネットワーク側に別のSIMのID情報が渡されしまい、ネットワーク側で通信路を切断。



(3) 国際規格等と整合した端末設備に係る技術的条件

- 端末設備等規則では、利用者が端末設備を電気通信回線設備※に接続する際に、当該回線設備への損傷や機能障害を回避するとともに、他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすることを目的として技術基準が定められているが、端末設備の基準認証制度については施行から30年以上が経過しており、最新の国際標準等に基づく形で更新する必要がある。※送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
- あわせて、アナログ電話用設備や3G以前の端末を想定した移動電話用設備等が更改されることを踏まえて、端末設備等規則において規定されている端末の区分を見直す。
- 以上の内容を想定した「国際規格等と整合した端末設備に係る技術的条件」について、「技術基準適合認定等に関する制度等に係る調査【令和4年度総務省調査】」の結果を踏まえつつ、検討を進める。

＜端末機器の種別（区分の変遷）＞

～H23(2011).3.31

4つの区分

端末機器の種類	記号
電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出設備用に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

H23(2011).4.1

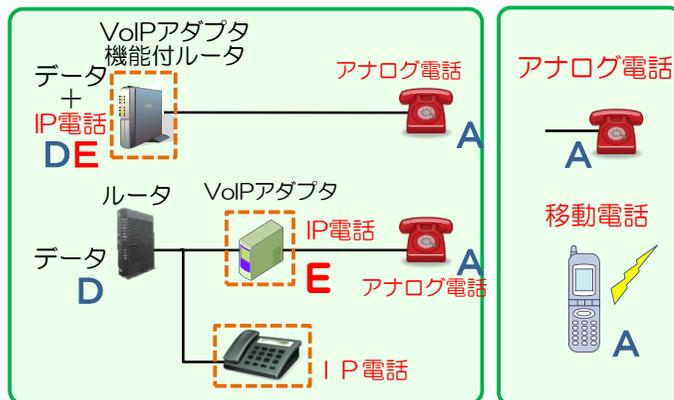
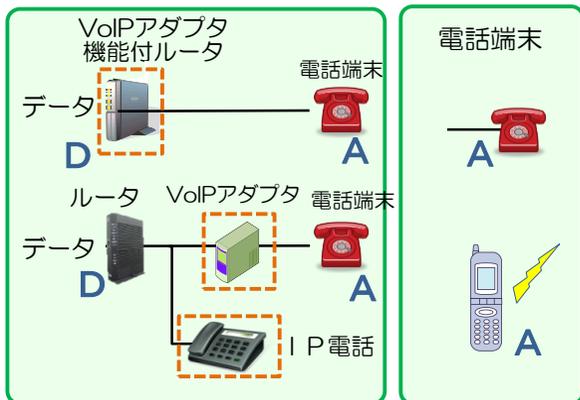
IP電話(区分「E」を追加)→緊急通報機能

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
無線呼出設備用に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

H25(2013).3.28

IP移動電話(区分「F」を追加)

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	F
無線呼出設備用に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D



※図中の端末機器の種類は表記を略している。

今後の検討スケジュール（案）

